

平成26年度 山梨県農村環境保全向上対策検討委員会会議録

平成26年6月6日

1 日時 平成26年6月6日(金) 午後2時～4時

2 場所 山梨県JA会館6階第1小会議室

3 出席者(敬称略)

(委員) 島袋委員 深澤委員 渡辺委員 保坂委員
田草川委員 仲澤委員

(事務局) 農政部 橋田次長 伏見農村振興課調
農村振興課:小林課長補佐 小林課長補佐
熊王副主幹 小宮山専門員 木村技師
山梨県農地・水・環境保全協議会:竹川事務局長

4 傍聴者の数 0人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ(農政部 橋田次長)
- (3) 議事
- (4) 閉会

6 会議に付した事案の案件【公開】

- (1) 平成25年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について
- (2) 中山間地域等直接支払制度第3期対策の最終評価について
- (3) 平成25年度農地・水保全管理支払交付金の実施状況について
- (4) 日本型直接支払制度の概要について

7 議事の概要

(座長) それでは、議題に入りたいと思います。

まず事務局から説明いただき、その後、委員の皆様方のご意見を賜りたいと思います。

それでは、(1)の「平成25年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について」を事務局より説明願います。

(事務局より説明) 資料1による

(座長) どうもありがとうございました。

ご意見・ご質問があるでしょうか。

(委員) 連携促進加算は、事務処理の煩雑化から、新潟市が実施しているような、職員を集落毎に貼り付けて事務補助を対応しているといった事例はないのか。

(事務局) 新潟で実施しているものとは、内容が異なります。忍野が全村一地区で実施しているが、他の地域においては個々で事務処理を行っているため、連携はとれていないのが実情です。

(委員) 北海道では、草地が対象となっている箇所で、太陽光発電を実施しているケースもある。他の集落へもメリットがあり、効果が目で見て分かることだからよい取り組みだと感じる。山梨県でもそういった事例はないのか。

(事務局) 山梨県にはありませんが、考えているところはあるかもしれません。

(委員) 資料1の2ページにある、個別協定5. 25haというのは、大きすぎる気がするが。

(事務局) 北杜市において、農業生産法人等が大規模に実施している関係でその数字になっています。

(委員) 早川町が実施していないということだが、忍野のように一町一協定にすれば実施の可能性もあるのではないか。

(事務局) 5年間実施しなければならないという条件がある中で、その間協定農地を耕作放棄地にはいけないということに不安を感じている。町担当者のそういった懸念が払拭されるのは難しいが、県としてもバックアップ体制を整えながら、推進していきたい。

(座長) それでは、2番目の議題に移らせていただきます。

(2)の「中山間地域等直接支払制度第3期対策の最終評価について」を事務局より説明願います。

(事務局より説明) 資料2による。

(座長) どうもありがとうございました。
ご意見、ご質問があるでしょうか。

(委員) この制度が始まったときから書類の簡素化が問題だったが、簡素化はされたのか。

(事務局) ほとんどされていません。

(委員) 活動期間を5年間とするなど、短期間の場当たりの制度で農家をとりまく現状の問題を解決する方法より、農業を魅力ある産業にするため、国が農業をどうするべきかもっと考え、長期的な対策を考えなければならない。

(委員) 推進が進めない理由として、5年間の協定期間が課題にあげられているが、協定農用地を維持できない場合の遡及返還が妨げになっているのか。

(事務局) そのとおりです。遡及返還の規程があるため、他者に迷惑をかけたくないという思いから、推進が進んでいないというのが実情です。

(委員) せっかく良い制度だから、後ろ向きに働くような条件は変えた方がよいと思う。政策を実施しているところとしていないところで比較して、効果を目に見えるようにした方がよい。協定率をみると、山梨県は全国的にも推進が進んでいるのではないかと思う。

(座長) それでは、3番目の議題に移らせていただきます。

(3)の「平成25年度農地・水保全管理支払交付金の実施状況についてを事務局より説明願います。

(事務局より説明) 資料3による

(座長) どうもありがとうございました。
ご意見、ご質問があるでしょうか。

(委員) 活動組織の活動の計画と実施について、開きがあるのはなぜか。

(事務局) 協定に位置づけられている施設について、活動計画として取り込む事は必須となっているが、活動については、事前に見回り等をして、その必要がないと判断された場合には実施しなくてもよいということになっています。(畦畔の補修等)

(委員) 中山間直払と重複しているところはあるのか。

(事務局) あります。但し、市町村によって、重複を認めていないところもあるので、市町村の取り組み方針によって異なります。

(委員) 農地・水は右肩上がりが増加しているが、中山間直払いは単純にそうっていない。なにか違いがあるのか。

(事務局) 共同活動の実施や農村環境保全活動は、地域のコミュニティ形成の役割を担っており、地域のつながりを強めるきっかけになっています。そのことは地域の活性化にもつながり、活動を続けていきたいと思う組織が多いことから、増加しているのだと思います。

(事務局) 農地・水は中山間直払と異なり、平地でも実施できるというのが一番の違いだと思う。中山間直払は山間地をターゲットにしており、特に高齢化の影響が大きい地域でもある。それに比べて農地・水は、高齢化が問題になっていることに変わりませんが、比較的若年層の方たちもいて、農業者以外にも活動組織のメンバーであることから、取り組みやすいのではないかとと思われる。

(事務局) 事務処理を協議会でも請け負っていることも、増加に寄与している。また、1期対策から取り組んでる地域は、事務処理について要領をつかんできており、活動継続の推進がしやすくなってきている。

(座長) それでは、4番目の議題に移らせていただきます。(4)の「平成26年度多面的機能支払交付金の実施状況について」を事務局より説明願います。

(事務局より説明) 資料4による

(座長) どうもありがとうございました。ご意見・ご質問があるでしょうか。

(委員) 農地・水のと時からそうだが、多面的機能支払の地方負担の割合が大きいに感じる。

(事務局) 地方交付税のバックがあるので、理論上は県6%、市4%の負担となる。

(委員) 多面的機能を維持・向上させるのが目的の本制度であるが、たびたび制度替えになっており、理解されるのか。また、TPPとの関連はどのようなものか。

(事務局) 日本型直接支払制度が法制度化する動きもあり、今後は恒常的な制度となる見込みである。

(事務局) 多面的機能の維持・向上は、農家だけでなく、地域全体に関わることなので、農村を守るという意味で今後も継続する必要があると考えている。TPPの問題ということで、規模拡大を図る動きがあるが、その際に農地周りの維持管理について、担い手のみに負担を課せるのではなく、地域全体で農地を守っていくことが重要であり、そうした流れを求めている。

(座長) どうもありがとうございました。
それでは、5番目の「その他」ですが、事務局から何かございますか。

(事務局) 特にございません。

(座長) それでは、これで本日用意した議事がすべて終了いたしました。以上で議事を閉じたいと思います。 議事進行に御協力いただきありがとうございました。